

# 令和7年3月森町議会定例会議録

1 招集日時 令和7年3月3日（月） 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和7年3月3日（月） 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田恭子	2番議員	清水健一
3番議員	佐藤明孝	4番議員	平川勇
5番議員	川岸和花子	6番議員	岡戸章夫
7番議員	加藤久幸	8番議員	中根信一郎
9番議員	吉筋恵治	10番議員	中根幸男
11番議員	西田彰	12番議員	亀澤進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	野口和英	総務課長	平田章浩
防災監	小澤幸廣	政策企画課長	森下友幸
財政課長	鈴木俊久	税務課長	長野了

住民生活課長	鈴木知寿	福祉課長	小澤貴代美
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	岡本教夫	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	古川敏勝
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 岩井秀司 議会書記 森下幹子

10 会議に付した事件

- 議案第 3号 専決処分の報告承認を求めることについて
- 議案第 4号 森町農業委員会委員の任命について
- 議案第 5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第11号 森町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第12号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 森町消防団条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 森町天方宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 森町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 令和6年度森町一般会計補正予算（第14号）
- 議案第19号 令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第20号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第21号 令和6年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 令和6年度森町病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 静岡県市町総合事務組合の規約の変更について
- 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（森町小規模保育所）
- 議案第25号 森町道路線の廃止について
- 議案第26号 森町道路線の認定について
- 議案第27号 令和7年度森町一般会計予算
- 議案第28号 令和7年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第29号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 令和7年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第31号 令和7年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第32号 令和7年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第33号 令和7年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第34号 令和7年度森町水道事業会計予算
- 議案第35号 令和7年度森町公共下水道事業会計予算
- 議案第36号 令和7年度森町病院事業会計予算

<議事の経過>

議長 (吉筋 恵治君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年3月森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようにお願いします。

ここでお諮りします。

森町議会会議規則第51条に、「会議において発言しようとする者は、起立して『議長』と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。」とあります。

本定例会は、感染症対策を継続するため、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めるこにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (吉筋 恵治君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言をするときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めるこにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、12番亀澤進君及び1番増田恭子君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの24日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長	<p>( 吉筋 恵治 君 ) 「異議なし」と認めます。</p> <p>したがって会期は本日から 3 月 26 日までの 24 日間に決定しました。</p> <p>日程第 3、「報告事項」を議題とします。</p> <p>監査委員から「例月出納検査の結果について」、町長から「建設工事変更請負契約の締結について」報告が来ております。</p> <p>サイドブックスに掲載のとおりでございますので、御了承願います。</p> <p>日程第 4、議案第 3 号「専決処分の報告承認を求めるについて」を議題とします。</p> <p>職員に議案を朗読させます。</p> <p>( 職 員 朗 読 )</p>
議 長	<p>( 吉筋 恵治 君 ) 本案について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、太田康雄君。</p>
町 長	<p>( 太田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第 3 号「専決処分の報告承認を求めるについて」提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 13 号）の専決処分でございますが、国の補正予算第 1 号で措置されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、令和 6 年度低所得世帯支援枠として措置されました交付金に伴い、町が実施する事業に早期に着手をするため、令和 7 年 2 月 14 日に専決処分を行ったものであります。</p> <p>さて、本補正予算は補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 52,187 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,158,679 千円とするものであります。</p> <p>6 ページ、第 2 表繰越明許費補正につきましては、補正予算に計上いたしました物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯）事業費につきまして、給付期間を確保し、令和 7</p>

年度にわたり事業を実施するため、繰越明許費に追加するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、3款1項6目、物価高騰対応重点支援給付金事業費 52,187千円につきましては、令和6年度住民税非課税世帯に対する1世帯当たり3万円の給付と、令和6年度住民税非課税世帯の18歳以下の子供に対して、子供一人当たり2万円を加算して給付する事業でございます。給付対象は、それぞれ令和6年度住民税非課税世帯を1,500世帯、子供加算を123人と見込み、事業費を計上するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、15款2項1目、総務費国庫補助金 51,368千円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、物価高騰対応重点支援給付金事業費へ充当するものでございます。

20款1項1目、繰越金 819千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。以上が、専決処分に係る令和6年度森町一般会計補正予算（第13号）の内容でございます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（吉筋恵治君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

（川岸和花子君）川岸です。

物価高騰対応重点支援給付金ということで、7・8ページを見ておりますが、令和6年度住民税非課税世帯に対して1世帯3万円、18歳以下の子供一人に対して2万円ということが今分かりましたが、通信運搬費等もありますが、またお知らせして、返信を受けて給付するという形なのか、それがどういう時期になるか、スケジュールを教えてください。

議 長

福祉課長

( 吉筋 恵治 君 ) 福祉課長。

( 小澤 貴代美 君 ) 福祉課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えいたします。

今回の給付金のスケジュールについてお尋ねかと思います。

今回は今説明にありましたとおり、令和6年度の非課税世帯へ給付をするものです。このスケジュールにつきましては、この後、システム改修をさせていただき、該当者が判明次第、給付の手続を進めていく予定です。従来も、こういった非課税世帯への給付を進めてまいりました。今回は、令和5年度等の給付を経て世帯主名が分かり、口座が判明しているなど該当要件を満たしている世帯に対しては、プッシュ式として、お知らせという形で通知を先に出させていただきます。拒否がなければ応じるという回答とみなし、こちらから給付金の振込みをさせていただく形が一つあります。このほかに一部要件を満たすかどうかの確認が取りにくい世帯もございますので、その世帯に対しては確認書を送付し、内容を確認した上で、こちらに返信をしていただく形になります。

1週間、2週間程度遅れますが、そちらの確認書も発送していく予定です。3番目に、このほか基準日において該当者を抽出するわけですが、新しく生まれたお子さんなどについては基準日以降、5月末日までを条件を満たす該当者としておりますので、この点につきましては、申請書を出していただくように考えております。

こちらは一旦お問合せをいただいた後、申請者をお渡しし、申請書を出していただく形になりますので、若干そこに事務手続が生じるかと存じます。このような形でスケジュール、発送の手順を考えております。この後準備が整い次第、4月早々にプッシュ式のお知らせの発送はさせていただき、追って確認書、申請書もお渡しできればと考えております。以上です。

議 長

5番議員

( 吉筋 恵治 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) よく分かりました。

では、実際に給付されるという時期は、4月、5月辺りでしょ

- 議長 福祉課長 うか。
- ( 吉筋 恵治 君 ) 福祉課長。
- ( 小澤貴代美 君 ) 福祉課長です。
- ただいまの川岸議員の再質問にお答えいたします。
- こちらからのお知らせ等の発送、それから確認書、申請書等の受付をもって内容を確認の上、振込みをさせていただく予定ですが、一番最初の振込みがおそらく 5 月当初になろうかと準備を進めているところです。順次、振込みを進めさせていただいて、6 月の中には振込みを完了できるといいかなと考えているところです。以上です。
- 議長 ( 吉筋 恵治 君 ) 他に質疑はありませんか。
- 11 番議員 11 番、西田彰君。
- ( 西田 彰 君 ) 今回、物価高騰ということで国のはば全額が補助金ということですが、米の値上がりがもう無茶苦茶です。本当に町民の皆さんも困っているのではないかなという中で、非課税世帯の皆さんに町独自の補助金の上乗せというのはできないのかどうかお聞きします。
- 議長 財政課長 ( 吉筋 恵治 君 ) 財政課長。
- ( 鈴木 俊久 君 ) 財政課長です。
- 西田議員の御質問にお答えをします。
- 今回の給付の上乗せをした給付をしたらどうかという御質問だったと思います。
- これにつきましては今回の場合は、国でも早急に低所得者に対する給付を進めていただきたいという要請に基づきまして、補正予算を編成させていただいております。上乗せにつきましては、財源等もございますので、これについては今後検討する必要があるかなとは考えておりますが、財源、それから対象者の状況、こういった点を考えながら、今後また検討してまいりたいと思います。以上です。
- 議長 ( 吉筋 恵治 君 ) 11 番、西田彰君。

11 番議員 ( 西 田 彰 君 ) 今日の新聞報道でも備蓄米を放出すると言われていても、全く値が下がらない、逆に上がっているという状況で、ぜひ町独自の補助を追加をしてもらえるとありがたいと思いますので、その辺ぜひ検討をお願いします。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第4号「森町農業委員会委員の任命について」を議題とします。

本案については、中根幸男君の一身上に関する事件であると認められますので、同君の退場を求めます。

( 退 場 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第4号「森町農業委員会委員の任命について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年4月1日に任命された現在の農業委員会委員

の任期が令和7年3月31日までとなっており、次期の委員を新たに任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

御提案いたしました人々は、農業委員会等に関する法律、同施行令、同施行規則等に従い、地区地域・団体からの推薦や公募により、自ら意欲を持ち、応募された人々であります。

議案の名簿の中で一木克明氏は飯田地区、中根幸男氏は園田地区、藤塚英一氏は一宮地区、船木仁氏は天方地区、村松喜代志氏は森地区、森下茂氏は、三倉地区からそれぞれ地区の推薦をいただいた人々であります。清水辰範氏は、農業団体である太田川上流部土地改良区からの推薦をいただいた人であります。小澤清一氏、佐野敦子氏、杉本祐美世氏、竹内靖代氏、森下光宏氏の5人は応募による人々であります。地区の推薦、太田川上流部土地改良区からの推薦、応募による人々の合計は12人であります。森町農業委員会の委員の定数条例による定数の12人となっております。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長 (吉筋恵治君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (吉筋恵治君) 異議なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋恵治君) 起立全員です。

		したがって、議案第4号は同意することに決定しました。
		中根幸男君の入場を許します。
	( 入 場 )	
議 長	( 吉筋 恵治 君 )	日程第6、議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
		職員に議案を朗読させます。
	( 職 員 朗 読 )	
議 長	( 吉筋 恵治 君 )	本案について、提案理由の説明を求めます。
		町長、太田康雄君。
町 長	( 太田 康雄 君 )	ただいま上程されました議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。
		本案は、令和6年人事院勧告を受けた国の動向を踏まえ、給料表、各種手当の見直しを行い、加えて、職の見直しを行う改正でございます。
		まず、給料表の見直しにつきましては、国と同様に役割に見合う給料の見直しを行います。具体的には、別表第1の行政職給料表(1)の3級で4号、4級で8号、5級で8号、6級で12号、医療職給料表(1)の2級で12号、3級で16号、4級で36号、5級で8号、医療職給料表(2)の3級で4号、4級で4号、5級で8号、医療職給料表(3)の3級で4号、4級で4号、5級で8号の初号近辺の号給をカットして、各級の初号の額の引上げを行うものでございます。これに伴う給料表の切替えは、附則別表の「号給の切替表」に基づいて行います。また、第5条において、近隣市町に合わせ、定年延長後は昇給の対象外とする改正を行います。
		次に、各種手当の見直しでございますが、地域手当につきましては、これまでの支給割合が、東京都特別区100分の20、静岡市100分の6でありましたが、国の見直しを参考に、東京都特別区

100 分の 20 は変わらず、静岡市 100 分の 8、静岡市を除く静岡県内市町 100 分の 4 に見直します。なお、附則第 5 項において、令和 10 年 3 月 31 日までの間はこの割合を超えない範囲内で規則で定める割合と定め、規則で令和 7 年度については、国と同様、静岡市 100 分の 7、静岡市を除く静岡県内市町 100 分の 2 と示す予定でございます。住居手当につきましては、単身赴任手当を支給される職員の配偶者が居住するための住宅の配偶者要件に事実婚を含むよう見直しを行います。扶養手当につきましては、これまでの支給額が配偶者 6,500 円、子 1 万円から、令和 7 年度は配偶者 3,000 円、子 1 万 1,500 円、令和 8 年度以降は配偶者の扶養手当を廃止、子 1 万 3,000 円に見直しを行います。通勤手当につきましては、上限額の月 5 万 5,000 円を 15 万円に引き上げ、新幹線の特急料金も全額支給できるよう見直します。また、新幹線通勤に係る通勤手当及び単身赴任手当につきましては、採用時からの支給を可能とするよう見直します。管理職員特別勤務手当につきましては、平日深夜に係る支給対象時間帯を午前 0 時以降から午後 10 時以降に拡充いたします。定年前再任用短時間勤務職員へ支給する手当につきましては、地域手当、住居手当を支給できるよう見直します。

続いて、職の見直しのため、別表第 4 の 1 の准看護師、副参事及び所長を廃止し、事務監を新設し、5 級・6 級の基準となる職務を見直します。

最後に、附則第 9 項から附則第 15 項までは、一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い生じる所要の改正と地方公務員法の一部を改正する法律の項の繰り上がり等に対応する改正を行うものでございます。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長 (吉筋 恵治君) 日程第 7、議案第 6 号「森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

	( 職 員 朗 讀 )
議 長	( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について、提案理由の説明を求めます。
	町長、太田康雄君。
町 長	( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第6号「森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。
	本案は、経済社会情勢の変化に対応するために国家公務員の旅費制度が改正されたことから、国の動向を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。
	主な改正点を申し上げますと、まず、日当を廃止し、宿泊を伴う場合のみに支給される宿泊手当を新設いたします。次に、宿泊料は宿泊費に名称を改め、別表の都道府県ごとに定める基準内の実費とすることを原則といたします。食卓料につきましては、水路及び航空機による旅行中の夕朝食代に充てるための旅費でございますが、これを廃止いたします。新たにパック旅行に要する費用を支出できるよう、包括宿泊費を新設いたします。移転料を転居費に、着後手当を着後滞在費に、扶養親族移転料を家族移転費にそれぞれ名称を改め、定額支給から実費支給へ改めるものでございます。最後に、外国旅行の旅費につきましては、国の規定を準用するよう改正を行うものでございます。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。
議 長	( 吉 筋 恵 治 君 ) 日程第8、議案第7号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。
	職員に議案を朗読させます。
	( 職 員 朗 讀 )
議 長	( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について、提案理由の説明を求めます。
	町長、太田康雄君。

町長 ( 太田 康雄 君 ) ただいま上程されました議案第 7 号「森町職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和 6 年 8 月 8 日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、民間労働法の施行日である令和 7 年 4 月 1 日から遅れることなく実施することとされた事項について、改正を行うものでございます。

まず、第 1 条の「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正についてでございますが、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を「3 歳未満の子」から「小学校就学前の子」に見直すものでございます。また、介護を行う必要がある職員に対する措置等を新たに定めてございます。

次に、第 2 条の「森町職員の育児休業等に関する条例」の改正についてでございますが、非常勤職員の部分休業の承認について定めるものでございます。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長 ( 吉筋 恵治 君 ) 日程第 9 、議案第 8 号「第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当等、勤勉手当等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議長 ( 吉筋 恵治 君 ) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田 康雄 君 ) ただいま上程されました議案第 8 号「第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を行います。

今回の改正は、令和 6 年人事院勧告のとおり、期末手当の支給

月数を 1.225 月から 1.25 月に、勤勉手当の支給月数を 1.025 月から 1.05 月に引き上げるものでございます。なお、本条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長 ( 吉筋 恵治 君 ) 日程第 10、議案第 9 号「第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

議長 ( 吉筋 恵治 君 ) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田 康雄 君 ) ただいま上程されました議案第 9 号「第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、会計年度任用職員の給料表につきましては、従来は正規職員の給料表のうち、1 級及び 2 級の給料月額を使用しておりましたが、令和 6 年人事院勧告において、若年層に特に重点を置いた給料表の改正が行われました。しかし、本町の会計年度任用職員の平均年齢につきましては、令和 7 年 2 月 1 日現在で 55.29 歳となっており、人事院勧告の改正趣旨とは年齢構成がそぐわない現状となっております。そのため、令和 6 年人事院勧告給料表の平均上昇率 2.76 パーセントと令和 7 年度から支給を開始する予定の地域手当 2 パーセントを足した 4.76 パーセントを現行の給料表月額に乘じた新たな給料表を用いるよう改正するものであります。なお、給料表につきましては、規則で定めることといたします。なお、本条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長 ( 吉筋 恵治 君 ) 日程第 11、議案第 10 号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運

「當の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第 10 号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和 6 年 6 月 7 日に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されるため、「森町都市計画税条例」、「森町税条例」及び「森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例」の 3 条例について、引用法令の条項を改めるものであります。なお、施行日は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行日に合わせ、令和 7 年 4 月 1 日からとするものであります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 日程第 12、議案第 11 号「森町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

		職員に議案を朗読させます。
		( 職 員 朗 読 )
議 長		( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について、提案理由の説明を求めます。
		町長、太田康雄君。
町 長		( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第 11 号「森町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。
		本案は、消防団等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、令和 7 年 4 月 1 日より施行され、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35 年以上」区分が追加されることになったため、この上位法令の改正に伴い、本条例を改正するものであります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。
議 長		( 吉 筋 恵 治 君 ) 日程第 13、議案第 12 号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
		職員に議案を朗読させます。
		( 職 員 朗 読 )
議 長		( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について、提案理由の説明を求めます。
		町長、太田康雄君。
町 長		( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第 12 号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。
		本案は、一般職の職員の給与に関する法律の改正による扶養手当支給額の改定を受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係

る補償基礎額が改定され、令和7年4月1日より施行されることになったため、この上位法令の改正に伴い、本条例を改正するものであります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長 (吉筋惠治君) 日程第14、議案第13号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋惠治君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第13号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森町消防団として、年間を通じて活動実績のない団員に対して、年額報酬を不支給とするため、本条例を改正するものであります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長 (吉筋惠治君) 日程第15、議案第14号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋惠治君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第14号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険税につきましては、被保険者の医療給付費や特定健診等の保健事業費をまかなうための医療分、75歳以上の人人が加

入する後期高齢者医療保険を支えるための後期高齢者支援金分、そして、40歳以上65歳未満の人に賦課されている、介護給付費の財源となる介護納付金分、以上の3種類の財源に充てるため、賦課されておりますが、今回の改正案は、税額や税率を改定することにより、国民健康保険事業を安定的かつ持続的に行うための財源を確保するために提案するものであります。

御案内のとおり、国民健康保険につきましては、平成30年度の制度改正によりまして、国民健康保険の財政運営は都道府県が主体となつたことから、静岡県全体で事業を運営するための必要額について、各市町が事業費納付金として、県に納付することとなつております。この納付金につきましては、市町の所得水準及び被保険者数等を基に算出されており、市町は、事業費納付金のための必要額を被保険者の皆様に国民健康保険税として、納めていただくことにより、まかなうこととなつております。

このような中、国民健康保険加入者の高齢化や低所得者の増加、社会保険適用範囲の拡大等の要因により、被保険者数が年々減少し、国民健康保険税収が減少している一方、医療の高度化及び先進化に伴い、一人当たりの医療費は増加しており、事業を行うための必要額の確保について、全国的に苦慮しているところであります。

こうした状況から、近隣市においては、国民健康保険税に係る必要額を確保するための税率改定を段階的に実施しておりますが、当町においては、平成24年度に税率改定を実施して以降、税率改定については実施しておらず、令和4年度から今年度にかけては、資産割廃止に伴う税率改定を実施してきたところであります。この改定につきましては、近年の経済状況及び社会情勢等を踏まえて、それまでの国民健康保険税の調定額と同額となるよう改定を実施してきたことから、全体としては、被保険者の皆様に負担をお願いすることなく、事業基金を取り崩すことにより、不足する保険税を補填してきたところであります。

この事業基金につきまして申し上げますと、令和4年度当初には、1億9,400万円ございましたが、令和4年度には3,500万円、令和5年度には5,300万円を取り崩したことにより、令和6年度当初には、令和4年度当初の残高と比較しまして、およそ半分強の1億600万円まで減少しております。そして、今年度につきましても、当初予算で8,100万円の取崩しを計上していることから、現行の税率のままでは、来年度以降の事業運営を行うことが難しい状況となっております。

さらに、国及び県の方針としまして、不足する保険税を補填するための、いわゆる赤字繰入れについては、原則として認められないとされていることから、事業運営のための必要額を保険税でまかなうことが求められており、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全てにおきまして、所得割額、均等割額及び平等割額を引き上げることが避けられない状況となっております。

具体的に申し上げますので、全員協議会資料5ページの「表5」を御覧ください。介護納付金課税額が含まれます40歳から64歳までの人ですと、「表5」の「改正後」及び「現行との差」の欄のとおり、所得割額については、基礎課税額、後期高齢支援金等課税額及び介護納付金課税額を合計しますと2.5パーセントの引上げで11.6パーセントとなり、均等割額については、同様に合計しますと1万円の引上げで5万6,200円となります。平等割額については、介護納付金課税額はございませんので、全ての人で、4,000円の引上げで、合計で3万2,300円となります。

介護納付金課税額が含まれない人につきましては、所得割額で1.75パーセントの引上げで9.7パーセントとなり、均等割額は、4,200円の引上げで、合計3万6,700円となります。

ただいま申し上げましたとおり、被保険者の皆様につきましては負担増となりますが、町といたしましても、事業基金を1,000万円取り崩すことや、赤字繰入れとはならない、事業目的に沿った一般会計からの繰入れについては、引き続き実施してまいります。

なお、今回の税率改定につきましては、国民健康保険運営協議会におきまして、数回にわたり御協議いただく中で、国民健康保険運営協議会に諮問し、「事業の安定的な運営のため、令和7年度の税率改定を行うことは適切である。」との答申をいただいておりますことを申し添えます。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長 (吉筋 恵治君) 日程第16、議案第15号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋 恵治君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田 康雄君) ただいま上程されました議案第15号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令」が、令和7年4月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、家庭的保育事業者等による連携施設の確保が進んでいない現状から、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し並びに連携施設経過措置の延長を定めるとともに府令に合わせて所要の改正を行うものでございます。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長 (吉筋 恵治君) 日程第17、議案第16号「森町天方宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第 16 号「森町天方宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

山村振興事業により問詰地区に設置された天方宿泊施設の運営は、森町天方宿泊施設の設置及び管理に関する条例及び施行規則により定められており、料金体系は条例第 15 条と別表にて一般と小・中・高校生の 15 人以上の団体に分け、それぞれ 1 棟毎の宿泊と日帰り料金が設定されております。教育や訓練を目的とした小・中・高校生の 15 人以上の団体料金は、既に条例に定める上限の宿泊 10,000 円、日帰り 5,000 円として運用されておりますが、近年の物価高騰の影響もあり、宿泊 1 棟に要する経費は収入額とほぼ同程度になっております。今後收支が逆転する事態を回避するため、小・中・高校生の 15 人以上の団体利用料金の上限額を、「宿泊 10,000 円を 20,000 円」に「日帰り 5,000 円を 8,000 円」に改正するものであります。

なお、施行日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日とするものであります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 日程第 18、議案第 17 号「森町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長	<p>( 太田 康雄 君 ) ただいま上程されました議案第 17 号「森町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本案は、森町立図書館の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができるようにするため、地方自治法第 244 条の 2 第 4 項の規定に基づき、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものであります。</p> <p>指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応していくことを目的とした制度であり、県内外の公立図書館でもその導入が進められております。</p> <p>森町立図書館では、令和 6 年 4 月から窓口業務を民間事業者に包括業務委託しておりますが、図書館司書有資格者を含む一定数の職員が常時配置され、利用者に対して安定したサービスが提供されております。今後はさらに、民間の専門的知識やノウハウを活用し、より質の高い図書館サービスの提供と効率的な運営を行うため、指定管理者制度の導入を図ろうとするものであります。なお、施行日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日とするものであります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>( 吉筋 恵治 君 ) ここでしばらく休憩します。</p> <p>( 午前 10 時 35 分 ~ 午前 10 時 45 分 休憩 )</p>
議 長	<p>( 吉筋 恵治 君 ) 休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p>日程第 19 、議案第 18 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 14 号）」を議題とします。</p>
議 長	<p>職員に議案を朗読させます。</p> <p>( 職 員 朗 読 )</p> <p>( 吉筋 恵治 君 ) 本案について、提案理由の説明を求めます。</p>

町 長

町長、太田康雄君。

( 太田 康雄 君 ) ただいま上程されました議案第 18 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 14 号）」について提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 296,678 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,455,357 千円とするものであります。

10 ページ、第 2 表繰越明許費補正につきましては、各種事業の進捗状況に基づきまして、令和 7 年度に繰り越す事業及び金額を追加するものと金額を変更するものでございます。

まず 1 の追加につきましては、2 款 1 項の森町シティプロモーション戦略策定業務について、アンケート等に時間を要し、年度内の完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

地籍調査事業につきましては、令和 7 年度当初予算へ計上予定の事業につき、国の補正予算により地籍調査費補助金の内示が令和 6 年度補正予算へ前倒しとなったものでございまして、令和 7 年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

3 款 2 項の妊婦のための支援給付システム改修につきましては、システム改修に時間を要する見込みであり、令和 7 年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

4 款 3 項の上水道安全対策事業繰出金につきましては、上水道事業会計の北部配水池改修工事において、現場の進捗状況により、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

7 款 1 項の旧児童館跡地及び周辺地域整備基本計画策定業務につきましては、基本計画の中核である拠点施設の機能や規模等の検討に時間を要し、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

8 款 2 項の町単独道路改良事業につきましては、町道宮代東大洞院線宮代橋歩道橋下部工工事について、近年の豪雨状況から豪

雨時の周辺への影響を考慮し、片岸ずつ施工することとなり、時間要することとなったものと辺地事業の町道大上宮奥線改築工事及び町道宮代東大洞院線改築工事について、工事に必要な資材の確保に時間を要しており、工程に遅れが生じ、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるもの及び歳出予算に計上いたしました町道本町城下線法面対策工事と県道山梨一宮線築造に伴う取付道路分に係る用地費を令和7年度に繰り越して実施するものでございます。

交通安全対策事業（森・天宮地区）につきましては、町道新田赤松線改築事業について、地元地権者との調整等に時間を要したため、年度内完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化）事業につきましては、411号橋の修繕事業について、工事に必要な専門技術者の確保に時間を要しており、工程に遅れが生じ、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

4項の都市計画総務経費につきましては、森町立地適正化計画改定業務委託について、国の補正予算により集約都市形成支援事業費補助金が令和6年度補正予算へ前倒しとなったことに伴い、令和7年度に繰り越して事業を実施するものと、森町袋井インター通り線整備事業負担金について、県が行なっている測量設計業務が繰越しとなることから、町についても令和7年度に繰り越すものでございます。

9款1項の防災対策経費につきましては、歳出予算に計上いたしました町指定避難所及び孤立予想集落における自主避難所の環境改善のための備品購入費について、令和7年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

11款1項の過年発生農業用施設補助災害復旧事業につきましては、間詰地区北川原水路等災害復旧工事について、県発注の護岸復旧工事の延長等により、年度内の事業完了が困難な見込みとな

ったことによるものでございます。

2 項の公共土木施設災害復旧事業につきましては、鍛治島橋下部工工事について、県道規制に関し、県との協議に日数を要したことにより、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

次に 2 の変更につきましては、8 款 3 項の町単独河川改修事業につきまして、伊豆橋沢川改修事業に係る関係機関協議に時間を要し、工程に遅れが生じ、年度内の事業完了が困難な見込みとなったこと及び歳出予算に計上いたしました県道山梨一宮線築造に伴う水路付替分に係る用地費を令和 7 年度に繰り越して事業を実施するため、増額する変更でございます。

11 款 1 項の現年発生林道補助災害復旧事業につきましては、林道明ヶ島線分の減額に対し、林道大尾大日山線について不可視箇所の想定を考慮した設計により事業費を増額することに伴う増額変更でございます。

11 ページ、第 3 表債務負担行為補正につきましては、森町立地適正化計画改定業務委託料について、令和 7 年度までの債務負担として事業を進めてまいりましたが、国の補正予算による国庫補助の予算前倒しに伴い、令和 6 年度予算へ計上することになりましたので廃止するものでございます。

12 ページ、第 4 表地方債補正につきましては、まず、1 の追加でございますが、一般補助施設整備等事業については、新しい地方経済・生活環境創生交付金(避難所環境整備事業)を受けて実施する町指定避難所及び孤立予想集落における自主避難所の環境改善のための諸備品購入の財源として追加するもの及び食肉センター再編整備事業負担金の公共事業等からの振替による追加でございます。

次に、2 の変更でございますが、公共事業等につきましては、食肉センター再編整備事業負担金の一般補助施設整備等事業への振替を含めた令和 6 年度の必要額への変更でございます。

公共土木施設等災害復旧事業につきましては、補助災害復旧事業の基準に満たない崩土処理や倒木撤去費用の財源として限度額を増額する変更でございます。

農林水産業施設災害復旧事業につきましては、補助災害復旧事業の基準に満たない崩土処理等の財源として限度額を増額する変更及び補助災害復旧事業のうち林道明ヶ島線分の減額に対し、林道大尾大日山線について不可視箇所の想定を考慮した設計による事業費の増額に伴い、限度額を増額する変更でございます。

緊急自然災害防止対策事業につきましては、町道本町城下線法対策工事の財源として、限度額を増額する変更でございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

13・14 ページ、2款1項1目一般管理費 1,771 千円につきましては、職員の退職手当組合負担金に不足が見込まれることから、追加をするものでございます。

5目 財産管理費 49,056 千円のうち、減債基金積立金 35,253 千円につきましては、令和6年度普通交付税のうち、追加交付されました臨時財政対策債償還基金費分について、国の指示に基づき、基金積立てを行うものでございます。

企業立地推進基金積立金 7,063 千円につきましては、町有地の土地売払代を積み立てるものでございます。

また、防災減災対策基金積立金 6,000 千円につきましては、一般寄附金を積み立てるものでございます。

8目地籍調査費 17,537 千円につきましては、地籍調査費補助金が国の補正予算第1号により令和6年度補正予算へ前倒しとなったことを受け、令和7年度に予定していた事業の一部について前倒して予算計上するものでございます。

2項1目企画総務費 9,019 千円につきましては、秋葉バスサービス株式会社が運行するバス路線について、運行欠損額の増加が見込まれることから、バス路線維持事業費補助金を増額し、補助

するものでございます。

15・16 ページ、3款1項1目社会福祉総務費 50,000 千円のうち、説明欄 0005 心身障害児者福祉費の扶助費 4,000 千円につきましては、本年度の利用実績に基づく年間見込み額に対し、現予算が不足するため、障害児支援給付を増額するものでございます。

また、0006 自立支援給付費の扶助費 46,000 千円につきましては、本年度の利用実績に基づく年間見込額に対し、現予算が不足するため、障害福祉サービス費等給付事業を増額するものでございます。

4目老人福祉費 8,960 千円のうち、介護保険特別会計繰出金 7,750 千円につきましては、介護保険特別会計における介護給付費増額に伴う一般会計負担分でございます。

介護保険事務費繰出金 1,210 千円につきましては、介護保険特別会計のシステム改修委託料に対する一般会計からの繰出金でございます。

17・18 ページ、2項1目児童福祉総務費 2,530 千円の減額のうち、説明欄 0003 森っ子未来応援事業 3,025 千円の減額につきましては、対象世帯の同意が得られない、利用希望世帯が想定より少なった等の理由により、実績の見込みに基づき、森っ子お助け隊業務委託料を減額するものでございます。

3目保育園費 36,000 千円の減額につきましては、保育委託料等に係る公定価格の改定による増額及び園児数の実績見込みの減少に伴う減額をそれぞれの委託料等へ反映し、全体としては減額するものでございます。

4款1項2目予防費 38,500 千円の減額につきましては、予防接種事業費のうち、インフルエンザ予防接種の接種実績に基づきインフルエンザ予防接種委託料 1,900 千円を減額するものと新型コロナウィルス定期予防接種の接種実績に基づき、新型コロナウィルス定期予防接種委託料 22,000 千円及び新型コロナウィルス定期予防接種負担金 13,000 千円を減額するもの、定期予防接種のう

ち、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン等の接種実績に基づき、定期予防接種負担金 1,600 千円を減額するものでございます。

5 目診療所費 60,000 千円につきましては、森町病院の経営基盤の強化のため、追加の繰出しを行うもので、今年度の繰出金額は通常分の 5 億円に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 10,000 千円を加え、総額で 5 億 1,000 万円となります。

19・20 ページ、2 項 1 目清掃総務費 3,389 千円につきましては、袋井市森町広域行政組合ごみ処理施設費分担金でございまして、人件費及び維持管理費の増加に伴う増額でございます。

8 款 2 項 3 目道路新設改良費 27,574 千円のうち工事請負費 26,000 千円につきましては、町道本町城下線法面対策に係る工事費でございまして、本年 1 月上旬から落石が確認されたことに伴い、法面にモルタル吹付施工を行なうもので、早期事業着手のため、事業費を計上し、対応するものでございます。また、1,574 千円につきましては、県道山梨一宮線築造に伴う取付道路分に係る用地費でございます。

21・22 ページ、3 項 2 目河川維持改修費 4,332 千円につきましては、県道山梨一宮線築造に伴う水路付替分に係る用地費でございます。

4 項 1 目都市計画総務費 3,553 千円のうち、委託料 5,400 千円につきましては、令和 7 年度までの債務負担として進めていた森町立地適正化計画改定業務委託について、国の補正予算第 1 号による国庫補助の予算前倒しに伴い、本年度予算に計上し、事業を進めるものでございます。

また、負担金 1,847 千円の減額につきましては、森町袋井インター通り線整備事業負担金の負担金確定に伴う減額でございます。

9 款 1 項 1 目常備消防費 8,283 千円につきましては、袋井市森町広域行政組合消防分担金でございまして、人件費の増加に伴う増額でございます。

5目災害対策費 38,085 千円につきましては、町指定避難所及び孤立予想集落における自主避難所の環境改善のため、非常用浄水器やパック式トイレ、緊急災害用シャワーを整備する備品購入費でございます。

23・24 ページ、10款5項1目学校給食費 1,400 千円につきましては、森小学校給食室の屋外排風機に係る修繕費でございます。

11款1項2目林道災害復旧費 90,000 千円につきましては、4号補正にてお認めいただいた林道明ヶ島線及び大尾大日山線の復旧工事に係るものでございまして、林道明ヶ島線分については、令和6年8月27日の大雨により、掛川市道が被災したこと、工事箇所までの進入ができない状態となっており、執行が見込めない事業費を減額するものと林道大尾大日山線分につきましては、夏に現場の確認を行い、不可視箇所の状況を考慮すると、既設法面工の被災による法面保護工の面積増や法面整形の工法見直し等により、事業費が大幅に増加することが想定されることから増額するものでございます。なお、林道明ヶ島線に係る事業費につきましては、令和7年度当初予算に改めて計上させていただいております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、1款1項2目法人 3,000 千円及び2項1目固定資産税 50,000 千円につきましては、本年度の町税の実績見込みにより増額するものでございます。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金 4,000 千円、6款1項1目法人事業税交付金 10,000 千円及び7款1項1目地方消費税交付金 20,000 千円につきましては、本年度の交付金の実績見込みにより増額するものでございます。

10款1項1目地方特例交付金 20,000 千円につきましては、定額減税減収補填特例交付金分が見込みより増額となったものでございます。

11款1項1目地方交付税 130,000 千円のうち、普通地方交付税

120,000 千円につきましては、普通交付税の再算定による追加等に基づく、本年度の交付実績見込みを受け、増額するものでございます。

7・8 ページ、特別地方交付税 10,000 千円につきましては、本年度の交付実績見込みにより増額するものでございます。

15 款 1 項 1 目 民生費国庫負担金 6,803 千円につきましては、保育園費の各委託料等に対する負担金 18,197 千円の減額、障害福祉サービス費等支給費に対する負担金 23,000 千円及び障害児支援給付費に対する負担金 2,000 千円でございます。

2 項 4 目 土木費国庫補助金 2,700 千円につきましては、森町立地適正化計画改定業務委託料に対する集約都市形成支援事業費補助金でございます。

6 目 消防費国庫補助金 19,042 千円につきましては、町指定避難所及び孤立予想集落における自主避難所の環境改善のための備品購入費に対する新しい地方経済・生活環境創生交付金でございます。

16 款 1 項 1 目 民生費県負担金 2,706 千円につきましては、保育園費の各委託料等に対する負担金 9,903 千円の減額、障害福祉サービス費等支給費に対する負担金 11,500 千円、及び、障害児支援給付費に対する負担金 1,000 千円等でございます。

9・10 ページ、4 目 土木費県負担金 5,906 千円につきましては、県道山梨一宮線築造に伴う取付道路分に係る用地費に対する負担金 1,574 千円及び水路付替分に係る用地費に対する負担金 4,332 千円でございます。

16 款 2 項 1 目 総務費県補助金 13,062 千円につきましては、地籍調査費に対する補助金でございます。

2 目 民生費県補助金 2,075 千円の減額につきましては、森っ子お助け隊業務委託料の減額に係る補助金の減額でございます。

9 目 災害復旧費県補助金 58,500 千円につきましては、林道明ヶ島線及び大尾大日山線の復旧工事に係るものでございまして、林

道明ヶ島線分の減額及び大尾大日山線分の増額に対する農林水産業施設災害復旧費補助金でございます。

17款2項1目不動産売払収入7,063千円につきましては、町有地4件の売払い代で、企業立地推進基金に積み立てるものでございます。

18款1項1目一般寄附金6,000千円につきましては、森町にゆかりのある人からの相続寄附の申出を受けたもので、防災減災対策基金に積み立てるものでございます。

19款2項1目財政調整基金繰入金160,000千円の減額につきましては、本年度の収入状況の見込みから当初予算及び補正予算へ計上しております560,000千円の取崩のうち、一部とりやめによる減額でございます。

11・12ページ、20款1項1目繰越金948千円につきましては、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

21款3項3目雑入18,972千円の減額のうち、民生費雑入4,765千円につきましては、令和5年度の静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴う返還金でございます。衛生費雑入の23,737千円の減額のうち、24,477千円の減額につきましては、新型コロナウイルス定期予防接種委託料及び負担金の減額に伴う助成金の減額等でございます。

22款1項3目農林業債800千円の減額につきましては、食肉センター再編事業負担金について、公共事業等債から一般補助施設整備等事業債へ振り替えるものでございます。

5目土木債26,000千円につきましては、町道本町城下線法面対策工事に対する緊急自然災害防止対策事業債でございます。

6目消防債19,000千円につきましては、町指定避難所及び孤立予想集落における自主避難所の環境改善のための備品購入費に対する一般補助施設整備等事業債でございます。

8目災害復旧債46,300千円につきましては、説明欄の項目にて御説明申し上げます。現年発生公共土木施設単独災害復旧事業

16,500千円につきましては、補助災害復旧事業の基準に満たない崩土処理や倒木撤去費用の財源としての増額でございます。現年発生農林水産業施設単独災害復旧事業 1,300千円につきましては、補助災害復旧事業の基準に満たない崩土処理等の財源としての増額でございます。現年発生農林水産業施設補助災害復旧事業 28,500千円につきましては、林道明ヶ島線及び大尾大日山線の補助災害復旧工事のうち林道明ヶ島線分の減額に対し、林道大尾大日山線について不可視箇所の想定を考慮した事業費の増額に伴う増額でございます。以上が「令和6年度森町一般会計補正予算(第14号)」の概要でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長 (吉筋惠治君) 日程第20、議案第19号「令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋惠治君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第19号「令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ61千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,090,914千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、7款1項2目償還金61千円につきましては、令和5年度の事業の実績に基づく精算による補助金等の返還でございます。具体的には、令和5年度から出産育児一時金の支給基準額が引き上げられたことに伴う出産育児一時金臨時補助金と国保ヘルスアップ事業に係る保険給付費等交付金特別交付金の実績の

確定に伴い、精算分を返還するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、7款1項1目前年度繰越金61千円につきましては、財源調整としての計上でございます。以上が「令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長 (吉筋惠治君) 日程第21、議案第20号「令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋惠治君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第20号「令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ146千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ284,603千円とするものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金146千円は、当年度に収納した保険料等を負担金として後期高齢者医療広域連合に納付するもののうち保険料の軽減分についての不足が見込まれることから、追加をするものでございます。

当初予算では、広域連合が試算した額を基に計上しておりますが、このうち低所得の人や社会保険の被扶養者であった人の保険料軽減分である保険基盤安定負担金が当初の試算よりも多くなる見込みであることから、収納した保険料に加え、軽減分も含めて後期高齢者医療広域連合に納付する納付金を追加するものでござ

います。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6ページ、2款1項1目一般会計繰入金146千円は、広域連合が試算した保険基盤安定負担金の決算見込額を基に計算された一般会計からの繰出金で、後期高齢者医療広域連合納付金の財源として計上するものです。以上が、「令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（吉筋惠治君）日程第22、議案第21号「令和6年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（吉筋惠治君）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）ただいま上程されました議案第21号「令和6年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ64,420千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,330,239千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目一般管理費2,420千円につきましては、令和7年4月からの介護保険料における所得基準改正に伴うシステム改修を実施するため、必要となる経費を計上するものでございます。

2款1項1目介護給付費62,000千円につきましては、居宅訪問介護・通所介護の利用回数及び施設の入所者数の増加により、令和6年度実績が現予算を上回る見込みとなるため、不足見込額を増額するものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6ペーシ、3款1項1目介護給付費負担金 10,600千円、4款1項1目介護給付費交付金 16,740千円、5款1項1目介護給付費負担金 9,550千円及び7款1項1目介護給付費繰入金 7,750千円につきましては、介護給付費増額に伴う国支払基金、県及び町の負担金を増額するものでございます。

3款2項4目システム改修事業費補助金 1,210千円及び7款1項4目事務費負担金等繰入金 1,210千円につきましては、システム改修委託料に伴う国庫補助金及び町事務費負担金等繰入金でございます。

8款1項1目繰越金 17,360千円につきましては、財源調整としての計上であります。以上が、「令和6年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（吉筋惠治君）日程第23、議案第22号「令和6年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（吉筋惠治君）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）ただいま上程されました議案第22号「令和6年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」について提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算の第2条につきましては、予算第3条に定めた「収益的収入及び支出」の予定額の収入について、第1款病院事業収益第2項医業外収益 271,217千円に 60,000千円を追加し、331,217千円とし、病院事業収益の予定額を 3,002,217千円とするものでございます。

第3条では、予算第6条で定めた「一時借入金」の限度額を

60,000 千円減額し、640,000 千円とし、第4条では、予算第9条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を60,000 千円増額し、510,000 千円とするものでございます。

それでは、第2条の内容について申し上げますので、8ページを御覧ください。

「収益的収入及び支出」の収入ですが、1款2項1目他会計負担金1節一般会計補助金60,000 千円は、3月に企業債元利償還金の支払いが予定されており、それに伴う経営安定化のための資金として一般会計より繰入をお願いするものでございます。以上が、

「令和6年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（吉筋恵治君）日程第24、議案第23号「静岡県市町総合事務組合の規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（吉筋恵治君）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）ただいま上程されました議案第23号「静岡県市町総合事務組合の規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の変更は、本組合に加入している西豆衛生プラント組合が、西豆広域行政組合に名称変更するため、規約を変更するにあたり、地方自治法第290条の規定に基づき、組合を構成する市町組合議会の議決を求めるものでございます。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（吉筋恵治君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉筋恵治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 吉筋 恵治 君 ) 討論なしと認めます。

これから、議案第 23 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 吉筋 恵治 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第 23 号は可決されました。

日程第 25、議案第 24 号「公の施設の指定管理者の指定について  
(森町小規模保育所)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議長 ( 吉筋 恵治 君 ) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田 康雄 君 ) ただいま上程されました議案第 24 号「公の施設の指定管理者の指定について (森町小規模保育所)」提案理由の説明を申し上げます。

町が森町保健福祉センター 2 階に設置した森町小規模保育所は、平成 27 年 9 月 1 日の開設当初から指定管理者制度により「子育てサポートわらべの会」が指定管理者として運営してまいりましたが、本年 3 月末に指定管理期間が終了することになっております。今回、指定期間満了に伴う更新にあたり、「森町公の施設の指定管理者候補者の随意選定に関する基準」では、「児童福祉施設等で、現受託団体の実績から当該団体を引き続き指定管理者として指定することの妥当性が相当程度認められる場合」には、公募によらずに指定管理者の候補者を選定できる「随意選定」をすることができるとされております。そのため、地域とともに多様な保育ニーズに対応し、安定した保育事業の実施が可能であると認

められること、また、現在在籍している児童への継続した保育の提供が必要なことから、候補者を「子育てサポートわらべの会」として森町指定管理者候補者選定委員会に諮り、申請書類に基づき審議をした結果、「指定管理者として適切に管理を行うことができると認められる」との意見をいただきました。つきましては、指定管理者として、「子育てサポートわらべの会」を指定いたしたく、議会の議決をお願いするものであります。なお、指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長 (吉筋惠治君) 日程第26、議案第25号「森町道路線の廃止について」及び日程第27、議案第26号「森町道路線の認定について」議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋惠治君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま一括して上程されました議案第25号「森町道路線の廃止について」及び議案第26号「森町道路線の認定について」提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第25号「町道路線の廃止について」御説明申し上げます。

今回、廃止する路線は「一藤五明線」及び「五明線」の2路線でございます。路線の位置、延長、幅員等につきましては、お手元にお配りいたしました議案及び位置図のとおりでございます。

2路線ともに、現在、交通安全対策事業にて施工中の町道新田赤松線改築工事における町道路線の見直しに伴い廃止するものであります。

新田赤松線につきましては、令和5年3月議会におきまして、

事業中の沿道における建築行為等に対応するため、N T T交差点から天宮土地区画整理境までの約 500 メートルを現町道路線と重複して町道認定しております。

今回、天宮土地区画整理境から森小学校北側の町道森小学校北線交差点までの約 200 メートルの区間の道路整備が令和 7 年度中に完了予定となることから、重複する区間の解除を行うものであります。以上 2 路線の町道路線の廃止について、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 26 号「森町道路線の認定について」御説明申し上げます。

路線の位置、延長、幅員等につきましては、お手元にお配りいたしました議案書及び位置図のとおりでございます。

今回、認定する「五明線」は、先に説明いたしましたように、町道の重複区間の解除に伴い「五明線」の終点位置を変更し、再認定するものでございます。以上 1 路線の町道路線の認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の町道路線の廃止及び認定につきましては、道路法において、路線の起終点の変更を行う場合、一旦当該路線を廃止し、新たに再認定することとなっている規定によるものであります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長 ( 吉筋 恵治君 ) 日程第 28、議案第 27 号「令和 7 年度森町一般会計予算」から日程第 37、議案第 36 号「令和 7 年度森町病院事業会計予算」まで議案 10 件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議長 ( 吉筋 恵治君 ) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

( 太田康雄 君 ) 本日、令和7年3月森町議会定例会を開会していただき、令和7年度当初予算の議案を提出するにあたり、その概要を御説明申し上げますとともに、令和7年度の町政運営に対する基本方針について、所信の一端を申し述べる機会を得ましたことを、大変嬉しく思っているところであります。また、議員の皆様方におかれましては、頻発化する自然災害の影響、エネルギー・食品価格等の高騰により、依然として厳しい経済・財政状況の中、地方創生の推進、住民の暮らしの安全確保、災害対応等に対し、多大なる御尽力を賜っておりますことをまずもって厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度の日本経済の状況をみると、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にあると言えます。こうした中、政府は、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心・安全の確保を三つの柱とする「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定し、その裏付けとなる令和6年度補正予算を迅速かつ着実に執行し、総合経済対策の効果を広く波及させていくとしています。

こうした結果、令和6年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は0.4パーセント程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は2.9パーセント程度となることが見込まれ、また、消費者物価（総合）については、2.5パーセント程度の上昇率になると見込まれているところでございます。

こうした中、「令和7年度国の予算編成の基本方針」における基本的考え方では、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を速やかに実行することにより、デフレを脱却し、新たな経済のステージに移行することを目指して、「経済あっての財政」との考え方立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を

実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強じんな経済・財政を作っていくとしています。

施策の方向性としては、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着に向け、地域の中堅・中小企業及び小規模事業者を含め、最低賃金の引上げを始めとする賃上げの環境について、その業種・規模に応じた環境整備を行い、国民一人一人の生産性と所得を向上させる全世代のリスクリソース支援、成長分野への労働移動の円滑化など、三位一体の労働市場改革を推進する。

建設・物流、医療・介護等の現場におけるロボット・ＩＣＴ機器の活用を通じた生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援するとともに、国等及び地方公共団体の官公需における入札制度の適切な運用を含め、中小企業等の価格転嫁の円滑化の支援に取り組む。

また、新たな地方創生施策（「地方創生 2.0」）を展開し、「新しい地方経済・生活環境創生本部」において、今後 10 年間集中的に取り組む基本構想を策定する中で、買物、医療、交通など日常生活に不可欠なサービスの維持向上や足元の経営状況の急変を踏まえた医療・介護の提供体制の確保、デジタルトランスフォーメーション（DX）・グリーントランスフォーメーション（GX）の面的展開等の取組を進め、新たな需要創出や生産性の向上につなげる。

そして、農林水産業の持続可能な成長、文化芸術・スポーツ及びコンテンツ産業の振興、交通・物流インフラの整備、観光立国に向けた取組の推進、2050 年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会、地域・くらしの脱炭素化やサーキュラーエコノミーの実現、2025 年大阪・関西万博の準備及び安全な運営に取り組むとともに、我が国の魅力を世界に発信し、交流人口の拡大及び地方活性化につなげる。

さらに、避難所環境の整備など、防災・減災及び国土強じん化の取組を着実に推進するとともに、全ての子供・子育て世帯に対し切れ目のない支援を行う観点から「こども未来戦略」で示され

た「こども・子育て支援加速化プラン」を着実に実施し、「こども誰でも通園制度」の制度化や子供の貧困等の多様な支援ニーズへの対応の強化、育児休業制度の実施等に取り組む。

さらには、誰一人取り残されない安心・安全な社会の実現を目指し、都市部を含む社会全体での防犯・治安対策の強化、全世代型社会保障の構築、健康寿命の延伸による生涯活躍社会の実現、公教育の再生、女性や高齢者の活躍・参画の推進、障がい者の社会参加や地域移行の推進、孤独・孤立対策・就職氷河期世代のリスキリングの支援等に取り組むとしております。

このような方針に基づいて編成された令和7年度の国的一般会計予算案は、予算規模にして115兆5,415億円と前年度当初予算に対してプラス2兆9,698億円、2.6パーセントの増加で、過去最大規模の予算額となっております。

政府は、この予算のポイントとして、「令和6年経済対策・補正予算と合わせて、『賃上げと投資が牽引する成長型経済』へ移行するための予算」とし、骨太2024等で示されている予算編成の考え方、(いわゆる「歳出の目安」)に沿って、経済・物価動向に配慮しつつ、これまでの歳出改革努力を継続する中で、重要な政策に重点化した予算としております。

一方、令和7年度の地方財政計画につきましては、東日本大震災分を除く通常収支分におきまして、地方税は45兆4,493億円、対前年度比プラス6.4パーセント、地方交付税は18兆9,574億円、対前年度比プラス1.6パーセント、投資的経費につきましては12兆1,103億円、対前年度比プラス1.0パーセントと見込むなど、その歳入歳出規模を97兆94億円、対前年度比プラス3.6パーセントしております。

他方、県におきましては「幸福度日本一の静岡県の実現」を掲げる次期総合計画の8分野の重点取組に沿って編成し、一般会計予算総額を、対前年度比プラス4.3パーセントの1兆3,723億円としております。

歳入では、県税につきましては、経済の回復に伴う企業収益の増による法人2税の増加並びに、定額減税の終了及び賃上げによる所得の増による個人県民税の増加を見込み、県税全体では対前年度比プラス7.8パーセントとしております。

また、歳出では、重点的に取り組む分野として、①伊豆半島をはじめとした防災の推進、②新たな産業活力の創造、③再生可能エネルギー等の導入促進、④次世代モビリティの導入促進、⑤地域交通のリ・デザイン、⑥こども・子育て支援の充実⑦医療・福祉人材の確保、⑧外国人の受入と多文化共生社会の構築の八つを掲げ、さらには、企画立案や部局横断調整の機能強化など、政策の推進に向けた組織体制の強化に取り組むとしております。投資的経費につきましては、対前年度比プラス0.5パーセントの1,961億9,800万円を計上しております。

こうした中にあって、本町といたしましても、国・県の施策に注視しつつ、将来にわたって安定的な行財政運営を継続していくため、引き続き財政の健全化に努めるとともに、子ども・子育て支援施策の更なる充実とあわせ、移住・定住の推進施策の拡充を図りつつ、森町の地域特性や可能性を活かした地方創生に取り組み、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

令和7年度は、本町のまちづくりの指針となる「第9次森町総合計画」における「人の輪」「対話」「調和」の三つの基本理念を踏まえ、次世代の森町づくりを進めるため、引き続き町民と行政が一体となり、様々な施策に着手し、まちの将来像「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現に向け、取り組んでまいります。また、第9次森町総合計画が最終年となるため、新たな総合計画の策定に向け、同じ周期である森町総合戦略と一体的な計画として策定作業に着手いたします。以上の点を踏まえまして、令和7年度当初予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

最初に議案第27号、一般会計予算についてでございます。参考資料令和7年度森町当初予算（案）概要も併せて御覧ください。

予算規模は、10,425,000千円と前年度当初予算に対して、プラス712,000千円、7.3パーセントの増加で、4年連続して過去最高となっております。本予算案では、いまだ復旧作業が続いております過年度の台風等による被災施設に係る復旧関連経費を計上するとともに、「遠州の小京都リノベーション推進計画」に基づく事業経費、企業誘致を加速する経費、子ども・子育て支援施策の充実に係る経費、移住・定住を推進するための新たな取組に関する経費、観光・交流の活性化に係る経費、安心・安全の更なる充実を目指すための経費、産業振興や文化財の保存活用の経費、システム標準化対応等に関する経費及びカーボンニュートラルの取組に関する経費を計上し、「住みたいまち・住み続けたいまち、活気あふれる産業と交流のまち、だれにもやさしいまち」、そして「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現のために積極的に取り組む「森のベーションまちづくり推進予算」としております。

歳出における主な増加要因といたしましては、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行のための標準化・共通化システム整備委託料、鍛治島橋災害復旧事業、制度拡充に伴う児童手当支給事業、町道新田赤松線改築工事等の交通安全対策事業、中川下工業専用地域開発可能性詳細調査業務委託料の増等によるものであります。

一方、減額要因といたしましては、町営住宅中川団地外壁改善工事や森町文化会館大ホール音響設備改修工事の完了、防災・安全交付金を活用した舗装修繕事業や町道太田川圃場南4号線改築工事等の工業団地基盤強化事業の減少等が挙げられます。

次に、マニフェストに掲げました「森のベーションまちづくり三つのまちづくりと六つの施策」に沿いまして、主な事業を述べさせていただきます。

1点目のまちづくり「移住者、定住者に選ばれる『住みたいまち、住み続けたいまち』」の一つ目の施策「移住定住を推進」につきましては、新たに、都市部と森町に二つの生活拠点を持ち、定

期的に森町で家族との時間や仕事をして過ごす新しいライフスタイルを促進するための「二地域居住等推進戦略」を策定いたします。

また、都市部で暮らす人々が、森町に住む人との交流や体験を通じ、地域固有の「生活価値」を見つけ、地域の手助けにつながる「森町生活価値体験事業」に新たに取り組むとともに、東京圏内の大学を卒業し森町に移住する学生に対し、就職活動に要した交通費の支援を行います。

さらに、行政と連携し、より丁寧で柔軟な対応を行う移住コーディネーターを継続して配置し、円滑な移住相談の推進を図ります。

また、空き家の相談、管理活用や調査啓発を「空き家管理活用認定支援法人」に引き続き委託するとともに、森町空き家・空き地バンクの登録を促進するため、空き家の家財道具等残置物処分やリフォームにも対応した空き家等利活用促進支援を継続します。

加えて、移住希望者を支援する事業として「森町移住者新生活応援金」、森町での新婚生活を応援するための「住もうよ森町新婚さん応援金」、国の補助事業である新婚生活の経済的支援の「結婚新生活支援事業」につきましても引き続き取り組みます。

そしてこれらの取組とともに、シティプロモーション戦略に基づく取組によりシビックプライドのさらなる醸成を図ることで、住んでいる人も訪れる人もまちの魅力を享受することができるまちづくりを目指します。

二つ目の施策「子育て、教育を充実」につきましては、子供・子育て支援として、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、母子保健機能・児童福祉機能に包括的支援を実施する「森町こども家庭センター」が昨年10月に設置され、子供の成長や子育ての専門知識・技術を持つ職員を中心とした支援拠点として、引き続き森町の全ての子供やその家庭の切れ目ない支援に取り組みます。

また、森っ子の未来への健やかな成長を応援する事業として、虐待や貧困、ヤングケアラーなど支援を必要とする子供の育ちを支援する「森っ子お助け隊事業」や妊婦・未就学児のいる家庭に対し、スマートフォン等で24時間医療相談が可能となるサービスを提供し、必要な医療情報を得ることで育児不安や健康不安の軽減を図る取組を継続して行います。そして、子供の成長の節目を応援する「森っ子就学応援事業」も引き続き実施し、小・中学校入学時にそれぞれ3万円、高校入学時に5万円を交付します。

さらに、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行う「出産・子育て応援事業」、産婦健康診査・産後ケア事業に引き続き取り組み、妊娠から出産、育児にいたるまで切れ目のない子供・子育て支援策に取り組みます。

そして、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズに合った保育サービス等の情報提供を行う保育コンシェルジュの配置や病児・病後保育への対応、医療費窓口自己負担の無償化を高校生年代まで拡充したことでも医療費助成事業を継続するとともに、学校給食等における原材料価格等の高騰に係る費用増額分の一部を支援し、給食費保護者負担の軽減を図るほか、高校生世代まで支給対象を拡充した児童手当支給事業に取り組み、子育て世代の不安の解消や経済的な負担の軽減を図ります。

乳幼児につきましては、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育園で一時的に預かることができる一時預かり事業や保育における小規模保育所事業を継続して実施します。また、新たに生後1か月の新生児に対する健康診査を実施し、乳児健康診査を充実します。

保育園に関しましては保育園に係る保育委託料を確保し、待機児童ゼロを維持するとともに、保育士に求められる専門性の向上と処遇改善の推進に必要な研修受講の機会確保・充実のため、近隣市と連携した保育士等キャリアアップ研修の実施や要支援児童に対する保育の充実を図るため、加配保育士の人事費補助に引き

続き取り組むとともに0歳から2歳児を対象に第2子以降無料とする保育料の無償化を継続します。

幼稚園児につきましては、全園での預かり保育事業に加え、保護者のニーズに応じた森・園田幼稚園での預かり保育の時間延長、小学生につきましては、放課後児童クラブの受入児童数の増員に対応するとともに、継続して放課後子ども教室に取り組み、子育て環境の充実を図ります。

教育学習関係につきましては、GIGAスクール構想の第2期「NEXT GIGA」(セカンドギガ)推進事業として小中学生の一人1台端末の更新やオンライン学習環境をより充実させるための校内ネットワーク整備を行うとともにICT推進事業としてICT授業づくりのためのアドバイザーを引き続き確保します。また、学校のペーパーレス化やオンラインによる欠席連絡、児童・生徒の心の健康観察を行うメンタルログにより、保護者負担の軽減や児童・生徒の異変を一早く察知し、心身ともに健康な日常生活を過ごすことができるよう取り組みます。

さらに、外国語教育を通して今後の国際化社会に対応できる児童・生徒を育成していくための英語教育の推進、不登校等で学校生活に適応できない児童・生徒を支援するための居場所づくりと保護者への相談業務を行う教育支援センター事業、学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るための指導を行う通級指導教室等を中学校まで拡大し引き続き取り組みます。

これらの取組のほか、本町の名誉町民第1号であります「杭迫柏樹」氏の御協力をいただき、氏の作品展示とギャラリー書家による席上揮ごう、書に関するワークショップ等を開催することにより、書の魅力を児童・生徒をはじめ多くの人に伝え、書を通じた伝統文化の次代への継承を推進することを目的とした「書道フェスタ」を開催します。

議長 (吉筋 恵治君) ここでしばらく休憩します。  
(午後 0時 6分 ~ 午後 1時20分 休憩)

議長 (吉筋恵治君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

初めに、先ほど私が日程第9、議案第8号の読み間違いをいたしましたので、訂正をいたします。

中段に期末手当、勤勉手当という場所を、期末手当等、勤勉手当等、「等」を付け足して読みましたので、もう一度正しく朗読をして訂正をいたします。

日程第9、議案第8号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。これが正しい読みです。

お詫びをして訂正をいたします。

それでは、会議を再開します。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) 次に2点目のまちづくり「民間活力と連携した『活気あふれる産業と交流のまち』」の一つ目の施策「産業を振興」につきましては、まず、企業誘致の取組として、新東名高速道路の2か所のインターチェンジを有する森町の持つポテンシャルを活かし、積極的な企業誘致と雇用の確保のため、これまで実施してきました調査結果等を踏まえた取組を進めます。中川下工業専用地域において、造成手法等の検討材料とするための測量設計・地質調査等の詳細調査を行うとともに、工業団地基盤強化事業として町道の整備及び上水道の先行布設を進めます。また、引き続き産業立地奨励事業費補助金を計上し、企業の投資に対する固定資産税等の助成を行います。さらに、森町袋井インター通り線の整備促進を図るため、県、袋井市と締結した覚書の対象区間の整備事業に係る経費を負担します。

農林業関係につきましては、茶業等の農業振興、農業用水パイプラインの更新事業及び水田の暗渠排水の整備等を実施する県営の農地整備事業への負担金、農道整備に係る県営経営体育成樹園地再編整備負担金、県営林道開設事業の負担金、農林業用施設等の適切な維持管理、有害鳥獣対策、国際森林認証に基づく木材の

ブランド化、農地利用の姿を明確化する「地域計画」策定作業に引き続き取り組みます。さらに、ジャンボタニシによる水田被害の拡大を防ぐため、新たにジャンボタニシ捕獲器の購入に対して補助を行います。

商工業関係につきましては、森町の商工業を元氣にする事業への補助や産業祭への補助を継続します。また、新たに「企業説明会運営委託事業」に取り組み、就職を希望する若者と町内企業を結ぶ機会を設け、町内企業の人材不足解消・人材確保へつなげるとともに、町内企業への就職により若年層の町外流出防止や町外からの転入者の増加による人口減少の抑制を図ります。

ふるさと納税推進事業としましては、受け入れた寄附に係るお礼の品等の関係経費について、寄附額の2分の1以内となるよう制度を遵守し、引き続き、新しい魅力ある返礼品の発掘に加え、森町の特産品をPRし、地場産業の振興に寄与するよう取り組むとともに、企業版ふるさと納税の推進にも積極的に取り組みます。

二つ目の施策「観光・交流を活性化」につきましては、「遠州の小京都リノベーション推進計画」に基づき、旧周智高校跡地を中心とした公園整備の基本設計の作成、歴史民俗資料館移転等基本構想の策定、旧藤江勝太郎家住宅改修実施設計業務委託事業を新たに行い、城下地内の歴史的建造物の測量調査・図面作成を引き続き進めます。また、城下地区では、まちづくりビーグルを組成し、地域住民とともにエリアの将来像を描き、古民家等を活用したまちづくりを多面的に事業展開し、町並みの自立的持続的な保存・継承及び地域の活性につなげる歴史的資源活用まちづくり事業伴走支援業務委託に取り組みます。

遠州の小京都推進事業では、遠州の小京都を表現する重要な資源である花めぐりに関する映像記録がないため、新たに動画を制作し、森町の魅力の一つである四季折々の花めぐりの情報発信に取り組みます。

さらに、産・学・官連携による新商品開発事業として「一澤信郎

「帆布製コラボカバン」プロジェクトに取り組み、商品化を図ります。

交流の活性化では、引き続き関係人口を創出し、地域の活性化を図る取組を行う団体等が行う交流施設等の整備事業を支援する「人をつなぐ関係人口創出事業」や東京都江東区で開催される「江東区民まつり」や「大阪万博」等への出展等による観光誘客の推進にも取り組むとともに、森町ふるさと会交流事業の開催による森町ファンの拡大とネットワークづくりに努めます。

文化財の保存・活用に関しましては、町が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定める「文化財保存活用地域計画」の作成に引き続き取り組みます。

次に、3点目のまちづくり「赤ちゃんから高齢者まで『だれにもやさしいまち』」の一つ目の施策「安心・安全を確保」につきましては、まず、防災・減災対策といたしまして、天方地区に天方コミュニティ防災センターを整備するとともに、台風や豪雨時の浸水対策の備えとして、土のうステーションの設置を継続します。また、令和4年度の台風15号、令和5年度の台風2号において浸水被害が多く発生した第2小竪川水系について、流入水路浸水対策基本計画作成に着手します。

さらに、建築物等耐震化促進事業費補助金により、木造住宅の耐震改修や耐震性がない木造住宅の除却、強風による瓦屋根の飛散・脱落等の被害の防止対策として瓦屋根の耐風診断と耐風改修を引き続き促進します。

消防団につきましては、災害時の後方支援、火災予防の啓発活動等、役割を限定して消防団活動を行う機能別消防団員を新たに組織し、防災力の維持・向上を図ります。

地域医療や健康対策としまして、まず、地域医療の要である森町病院につきましては、経営強化等のため340,000千円を繰り出し、地域医療の充実のため、持続可能な地域医療提供体制を確保するため「公立森町病院経営強化プラン」に基づき、病院事業の

経営強化に総合的に取り組みたいと考えております。

また、健康寿命を維持向上し、だれにもやさしいまちづくりを推進するため、継続して国立大学法人浜松医科大学に「森町地域包括ケア寄附講座」を設置し、健康寿命の延伸を図り、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう高齢者の生活を支える重層的な支援体制（地域包括ケアシステム）の深化を図るとともに、地域包括支援センターにリハビリ専門職を継続配置し、地域における介護予防・重度化防止の機能強化を図ります。

そして、フレイルのおそれのある高齢者を包括的に支援していく「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業」にも継続して取り組みます。

予防接種に関しましては、子供の定期予防接種を適宜受けられる環境を整えるとともに、高齢者に対するインフルエンザ予防接種事業、高齢者肺炎球菌予防接種事業及び新型コロナウイルス予防接種事業等を継続して実施します。さらに、帯状疱疹予防接種を定期接種として実施し、帯状疱疹<sup>ほうしん</sup>の発症予防、またその合併症による重症化予防に取り組みます。

障がい者支援では、心身障がい児の療育推進及び保護者の養育負担の軽減として、障がい児への支援を引き続き実施するとともに、福祉施設への通所に係る費用の助成や重度心身障がい者（児）に対する医療費扶助、重度身体障がい者への自動車や住宅改造費に対する補助経費等を計上し、障がい者等がより身近な所で支援を受けられる環境づくりに取り組みます。また、町内に新設される放課後等デイサービスや就労継続支援施設等に対して必要なサービスが提供されるよう予算を確保します。

加えて、利用者が安心して利用できるよう児童館内トイレの拡張を図り、親子で使用できるように改修します。また、保健福祉センター及び園田デイサービスセンターの窓ガラスに遮熱フィルムを貼り、猛暑対策に取り組みます。

インフラ関係といたしましては、防災・減災、国土強じん化対策を進めるため、国の交付金を活用した道路照明灯の点検、橋りょうの点検、橋りょう長寿命化工事、緊急自然災害防止対策事業債を活用した法面崩壊対策を実施するとともに、辺地債等を活用した町道整備に取り組みます。

さらには、上水道耐震化事業のための上水道安全対策事業繰出金を計上し、上水道施設の整備に取り組むとともに、公共下水道事業会計への繰出金を計上し、持続可能な事業運営に取り組みます。

デジタルに関することとしましては、国の「地方自治体の情報システム標準化に向けた取組」による「デジタルガバメント実行計画」に基づく「ガバメントクラウド」へのシステム移行を推進するため、対象 20 業務のシステムの標準化・共通化に取り組みます。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく取組を、当町においても進めるため、行政手続のオンライン対応やマイナンバーカードの普及促進とともに、引き続き外部のデジタル人材を活用して C D O 補佐及び C I O 補佐業務を委託し、全庁的にデジタルも用いた変革と I C T 化を推進します。

また、生成 A I サービスの導入と利活用に向けた研修の実施に加えて、デジタルデバイド（情報格差）対策として、高齢者向けのスマートフォン操作講座の開催に引き続き取り組みます。

連携やコミュニティに関することとしましては、町民と行政が一体となってまちづくりを進める協働まちづくり推進事業費を計上するとともに、町内会公民館整備に補助を図ることで、町内会活動の拠点の充実を進め、地域コミュニティ活動の活性化を支援します。

さらに、地域交通に関する指針となる地域公共交通計画に基づき、天竜浜名湖鉄道への助成、三倉・天方地区での自家用有償旅客運送バス運行事業及び民間バス路線への支援を継続し、地域公

公共交通の確保に努めるとともに、バス、タクシー及び天竜浜名湖鉄道の利用者に対する森町公共交通利用券助成事業により、自家用車を運転できない高齢者の日常生活の移動への支援にも努めつつ、一宮地区・園田地区において地域タクシーの実証運行に継続して取り組みます。

そのほかの取組としましては、町営住宅長寿命化対策とともに公共施設等の長寿命化対策に取り組みます。また、女性活躍推進計画及びDV防止基本計画を包含する形で第2次男女共同参画計画を策定し、一層の男女共同参画施策の推進を図ります。さらに昭和30年に旧1町4村の合併により誕生した現在の森町が合併70周年を迎えるにあたり、森町の歩みを将来に伝え今後の発展を未来に託す記念式典を実施します。

二つ目の施策「自然環境を保護」につきましては、まず、カーボンニュートラル実現に向けた取組として、地球温暖化防止啓発事業や小学生を対象とした地球温暖化防止啓発の環境教育授業への支援、家庭用蓄電池の導入を対象に含む新エネルギー機器等導入促進補助金、生ごみ処理機購入費補助金、資源ごみの拠点回収等とともに、電動アシスト自転車の購入補助に引き続き取り組みます。また、保健福祉センターの照明LED化を実施します。さらに、国の交付金を活用し、温室効果ガスの削減や各家庭におけるエネルギー費用の負担軽減を目的に、省エネ性能の高い家電への買替えに係る費用への補助事業を新たに設けます。

美しいまちづくりとしまして、天竜浜名湖鉄道の軌道敷の法面等の美化活動等への支援として、レールフレンドシップ事業を引き続き実施するとともに、向天方地内の桜並木を管理する委員会への補助や環境美化パトロールを継続します。加えて、太田川の水産動物資源であるアユの増殖を図るため、太田川漁協が取り組む親魚放流事業に引き続き補助を行います。

森林環境譲与税を活用した事業としましては、森林所有者への意向調査結果に基づき、公益的機能の向上を増進するための森林

整備や林道・作業道等の整備、インフラ保全のための森林整備などに取り組み、森林の適正管理による地球温暖化対策の一助とします。加えて、小学校5年生を対象とした森林環境教育に引き続き取り組みます。

次に、これらをまかなう財源の主なものにつきまして、御説明申し上げます。

まず、自主財源の大半を占める町税についてでありますと、地方財政計画の見込み及び令和6年度の収納実績、企業業績の状況等を考慮し、個人町民税は対前年度比プラス8.2パーセントの861,000千円、法人町民税は対前年度比マイナス2.4パーセントの124,001千円、固定資産税は対前年度比プラス0.4パーセントの1,130,000千円とし、町税全体では対前年度比プラス2.9パーセントの2,347,382千円といたしました。

一方、地方特例交付金につきましては、定額減税による個人町民税の減収補填分が減少するため、マイナス77.3パーセントの17,000千円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画、今年度の実績見込み等を考慮し、対前年度比110,000千円増の2,210,000千円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、児童手当の制度拡充に伴う児童手当国庫負担金の増、参議院議員通常選挙執行経費交付金の皆増等により、全体で1,075,721千円、対前年度比121,477千円増、プラス12.7パーセントの計上となっております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を対前年度同額の450,000千円を計上したほか、減債基金繰入金110,000千円、ふるさと応援基金繰入金181,817千円など、対前年度比4,430千円増の817,065千円としております。

諸収入につきましては、標準化・共通化システム整備委託事業に対するデジタル基盤改革支援補助金の増額等を見込み、対前年度比221,510千円増の471,323千円を計上しております。

町債につきましては、各投資的事業の財源として 763,500 千円を計上し、対前年度比 156,200 千円増、プラス 25.7 パーセントとなっております。

次に、議案第 28 号から議案第 33 号までの特別会計予算でございますが、議案第 28 号、国民健康保険特別会計予算は、県に納める国民健康保険事業費納付金と、過去 3 年間の療養給付費を基に推計した医療費等から年間予算を推計しております。

令和 7 年度には、新たに「人間ドック受診者への助成事業」に取り組み、被保険者の健康増進及び疾病の早期発見、早期治療を図ります。

また、国民健康保険税率等の改正を行い、税収額の増加を見込んでおりますが、被保険者数の減少等の要因により、予算総額は 1,964,771 千円で、対前年度比マイナス 5.1 パーセントとなっております。

次に、議案第 29 号、後期高齢者医療特別会計予算では、被保険者から徴収した保険料を運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合に納付するものが主で、予算総額は 293,188 千円で、対前年度比プラス 3.1 パーセントの計上となっております。

次に、議案第 30 号、介護保険特別会計予算でございますが、予算総額は 2,361,985 千円で、対前年度比プラス 4.5 パーセントの計上となっております。

歳入では、65 歳以上の第 1 号被保険者から徴収する保険料は、対前年度比プラス 3.1 パーセントの 506,177 千円の計上となっております。また、国・県等の支出金は、保険給付費及び地域支援事業費に係る、それぞれの負担割合を乗じて計上しております。

歳出では、全体の 92.9 パーセントに当たる保険給付費につきまして、第 9 期介護保険事業計画と本年度の実績見込みに基づき 2,195,183 千円とし、地域支援事業に係る事業費として 131,136 千円の計上となっております。

そのほか、議案第 31 号、大久保簡易水道事業特別会計予算、議

案第 32、号三倉簡易水道事業特別会計予算及び議案第 33 号、大河内簡易水道事業特別会計予算は、ともに経営規模に則した事業執行に必要な経費を計上し、住民サービスの向上と本会計の趣旨に沿った健全経営に努めてまいります。

次に、議案第 34 号、水道事業会計予算でございますが、収益的支出と資本的支出の総額は 8 億 3,578 万 9 千円で、対前年度比マイナス 5.2 パーセントの計上となっております。

主な減額の要因としましては、下水道事業に伴う配水管布設替工事の減額でございます。

水道事業につきましては、安心して飲むことができる水を安全かつ安定的に供給することが使命でございますので、健全経営が不可欠でございます。今後も引き続き最大の努力をしてまいります。

次に、議案第 35 号、公共下水道事業会計予算でございます。収益的支出と資本的支出の総額は 6 億 706 万 5 千円で、対前年度比マイナス 49.3 パーセント、5 億 9,040 万 3 千円の減額の計上となっております。

主な減額の要因としましては、下水道処理区域の縮小を主とする事業計画の変更が見込まれる中、城下地区までの第 4 期事業認可区域内において計画していた整備事業が完了することによる汚水管渠<sup>きよ</sup>築造工事及び下水管渠<sup>きよ</sup>築造工事補償金の減額でございます。下水道事業計画変更により、今後はより一層、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、持続可能な事業運営を目指してまいります。

最後に、議案第 36 号、病院事業会計予算でございますが、「収益的収入及び支出」の予定額では、病院事業収益を 2,910,311 千円、病院事業費用を 3,616,850 千円と見込み、病院事業費用が病院事業収益を 7 億 653 万円 9 千円上回る収支不均衡の予算となっております。

「資本的収入及び支出」の予定額では、資本的収入を 283,476 千

円、資本的支出を 390,052 千円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、一時借入金で処理するものとしております。

入院につきましては、急性期病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟の三つの病棟を、病状と入院目的により機能させ、質の高い医療を提供するとともに、高い病床稼働率を目指します。入院患者数は、今年度の実績から微増する見込みであり、入院単価も整形外科手術の増加などで増額を見込み、入院収益全体では、前年度より 7,111 万 6 千円の増収となっております。外来につきましては、患者数は森町病院、家庭医療クリニックともに増加する見込みではありますが、単価は内科などで減額となる見込みであるため、外来収益全体では、前年度より 4,218 万円の減収となっております。一方、医業費用につきましては、給与費や物価高騰の影響による材料費などの増加が見込まれるため、前年度より 1 億 129 万 5 千円の増額となっております。

病院を取り巻く状況を見ますと、医師の確保につきましては、非常に厳しい状況ではありますが、今後も内科やリハビリテーション科などの常勤医師の採用に取り組み、収益確保に向けた診療体制の構築に努めます。また、看護師の確保につきましては、4 月から正規職員 6 人を採用できる見込みではありますが、今後も採用は厳しい状況が続くと予測され、さらには病気休暇、産休・育休者や年度途中での退職者もいることから、今後も採用活動を強化するとともに、看護配置の最適化により効率的な病棟運営に努めます。

公立森町病院経営強化プランにつきましては、2 年目となります。今後も持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化を図るよう、職員一同一層努力してまいります。以上のような状況ではありますが、令和 7 年度におきましては、引き続き機能別の病棟運営を維持し、地域のニーズに応じた医療提供体制とすることで、経営の安定化につなげてまいりたいと考えております。

すので、議員各位におかれましても、御支援・御協力をお願い申し上げます。以上で、森町の令和7年度予算の概要の説明とさせていただきます。

町では、災害復旧を迅速に進めるとともに、道路、河川などの防災減災に努めております。さらに、激甚化・頻発化する自然災害や感染症などの危機に迅速かつ適切に対応するため、本年4月より防災課を危機管理課に拡充し、体制を強化いたします。

今年度は、「森のベーションまちづくりスタートアップ」の年として、マニフェストに掲げた「三つのまちづくり」に沿って事業を進めてまいりました。新年度は、町民の皆様の御意見を伺うとともに、今年度取り組んだ交流や連携をさらに深めつつ、町内外の多様な事業者、団体との新たな連携により地域活性化や企業立地などの課題解決に取り組む「森のベーションまちづくり推進予算」に力強く取り組んでまいります。そして、「第9次森町総合計画」の将来像に掲げた「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現に向け、全身全霊を傾けてまいる所存でございますので、議員各位の御理解・御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りまして、御議決くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

議長（吉筋恵治君）以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月10日午前9時30分、本会議を開き、議案に対する質疑及び委員会付託等を行います。なお、議案第18号から議案第22号までの補正予算5件については、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

（午後 1時52分 散会）